

子どもの権利条約・国連採択 30 年 日本批准 25 年 記念特集

日本の子どもの現実 —何が変わったのか!?

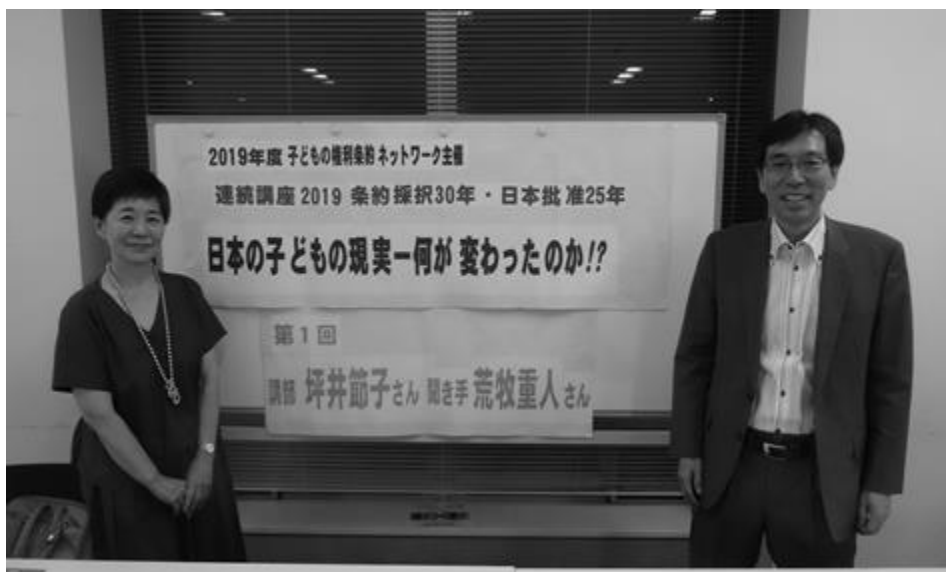


つばい せつこ
坪井 節子さん（社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事・弁護士）

子どもの権利条約ネットワーク主催 第 1 回連続講座開かれる

2019 年 5 月 24 日（金）、午後 6 時から、早稲田大学 33 号館第 1 会議室において、子どもの権利条約ネットワークの 2019 年度定期総会が開催されました。午後 7 時から、同会場において、坪井節子さん（弁護士）をお迎えし、子どもの権利条約ネットワーク主催「子どもの権利条約連続講座 2019」が開催されました。今回は、子どもの権利条約・国連採択 30 年・日本批准 25 年を記念して、連続講座第 1 回「日本の子どもの現実—何が変わったのか!？」と題し、同ネットワーク副代表の荒牧重人さんが聞き手をつとめ、坪井さんと荒牧さんとの名コンビで、条約との出会いから、この 30 年間の取り組み、今後についてなどリアルでかつ重厚な話を一気に伺うことができました。

以下、坪井さんの講演の中で主な中身を
紹介したいと思います。（編集部）



<子どもの権利条約との衝撃的な出会い！>

子どもの権利条約が採択された 1989 年より数年前に、初めて読んだ「仮訳」に触れて、大きな衝撃を受けたのを覚えています。これまで扱ってきたいじめ・少年非行・虐待など子どもたちの困難が、一つひとつ具体的

に、そして何をすべきかまで書かれてある。日本国憲法で保障される基本的人権が、子どもにも保障されるかどうかという議論を飛越し、当たり前前に子どもの権利として、すっぱりと書かれている。それが衝撃でした。

NEWS LETTER No.136 CONTENTS

子どもの権利条約・国連採択 30 年 日本批准 25 年 記念特集

日本の子どもの現実—何が変わったのか!? 坪井節子 ……1

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン・ローンチイベント

◇キャンペーン実行委員会の設立について キャンペーン実行委員会……3

資料 キャンペーン開始宣言全文

◇子どもの権利条約と最も根っこにある問題 大谷美紀子 ……4

◇子どもたちからの提言 中島早苗 坂口くり果 中村有佑 ……5

◇体罰禁止の法制化と今後の課題 川上園子 ……8

◇関係省庁から ○法務省 ○外務省 ○文科省 ……9

最新情報 東京都子供虐待防止条例の制定と特徴 高木彰成 ……11

本の紹介

塚本智宏著『コルチャックと「子どもの権利」の源流』 松倉聡史……12

権利条約をベースに、例えば体罰はなぜ人権侵害なのかと問うと、自分の意思で考えて行動する権利を有する子どもに対し、おとなが子どもを暴力で服従させようとするから違法なのだと、捉えることができた。

また、少年事件の付添人はなぜ必要なのか。このことを、警察や裁判所で自分の意見を表明する子どもの権利を保障するためとらえることができた。

虐待された子どもの支援も、単に可哀想と抱きしめてあげるのではなく、人間としての尊厳を回復すること、つまりおとなが保護するのではなく、傷ついた子が自分の力で立ち直っていくことが大切とらえることができた。

つまり、情緒的に許せないから活動するのではなく、「権利」を基盤にすえて解決の方向性を見つける。そのことに気づかされたのです。情緒的にダメだと思ったことを、なぜダメなのかを自分に問いかけ、論理的に分析していく。そこに「子どもの権利条約」があったのです。この「条約」を社会が変わるために使っていこうというよりも、まず自分が変えられました。

<「いじめの構図」があきらかになる>

私にとって、条約はまず学校分野に活かされました。80年代前後、いじめは「加害者が悪い」「被害者も悪い」などと単純に片付けられ、弁護士の学校交渉も戦闘モードで学校をに乗り込むものだと考えられていましたが、被害者にも加害者にもある子どもの権利を基本にすえるなかで、「いじめの構図」が明らかになっていきました。被害者の子ども、加害者そして多数の傍観する生徒、そして学校や教師たちも追い詰められているという認識のもと、まずは被害者の立場に立ちきること、被害者の人権保障からスタートする。その子の声を聞き、そこからおとなたちがみんなで協働して寄り添うことが肝要だという流れに変えられてきました。そして加害者の子どもは、何故いじめをしたのかという背景にも目が向けられるようになっていったと思います。これらの活動が今の公的第三者委員会に引き継がれていったと思います。

<今でも思い出すと“正体を失うくらい”腹が立つ「少年法改悪」>

本来「少年法」は存在そのものが世界に誇れるすばらしいものだったと言えます。「教育基本法」と同じく民主主義の中から生まれたものであり、対話と支援により、子どもたちは変わるという「寛容と信頼」の精神が貫かれていたのです。そこに少年法改悪。検察官が関与し、国家権力にもとづいて処罰する発想が取り入れられ、少年法の理念が根本的に変わってしまったのです。条約と合致していた「少年法」が、適用年齢の16歳引き下げ、逆送などぼろぼろになってしまい、国連からも懸念の勧告が出されて今日に至ったのは大変残念なことです。

<解のない虐待への無力感、祈り、そして立ち上がる>

昔は育てる側の問題として言われていた「育児ノイローゼ」「折檻」が、1990年代中頃には「虐待」と呼ばれはじめ、子どもの人権侵害の最たるものだと認識されました。

「虐待」には解決が見えず、ひとり死んでいく子を思うと怖くて無力感に襲われ、祈ることしかできないと尻込みしていた私でした。しかし、研究者の書いた本で知った、6歳で虐待死した女の子が夢に現れ、「泣いていても仕方ないじゃない。勇気を出して。」と命の炎を分けてくれたのです。それをきっかけに「虐待」分野でも活動を始めることができました。

児童養護施設で「この子たちはふつうの子たちより不遇に扱われても仕方がない」という「劣等処遇」はおかしい、この子達は手厚く処遇されて当たり前なのだという考え方が生まれ、選択肢がない子どもたちのために僅かでも選択し自分で決定させることの大切さを訴え、「子どもの権利ノート」を作成するなどの工夫も始まりました。

<「もがれた翼」「カリヨンこどもセンター」を展開>

この「条約」を子どもにもおとなにも広めたいという思いで、弁護士会が始めたのが「もがれた翼」というお芝居でした。「パーマ退学事件」「いじめの構図」など脚本を書き演じました。「虐待」が「非行」につながり、逃げる場が必要ということを訴えた「こちらカリヨンこどもセンター」を9作目に上演したことを契機に、市民と連携することで「子どもシェルター」の実現化までこぎつけてしまった訳です。そして、子どもの権利の視点からの取り組みについて

- ① 生まれてきてよかったね
- ② ひとりぼっちじゃないんだよ
- ③ あなたの人生はあなたのもの

の3つの柱をよりどころとして、目の前の子どもに向き合い続けています。

<子どもとおとなはパートナー、ともに誇り高く生きる>

子どもとおとなは「パートナー」です。子どもは子どもの人生を誇り高く生き、おとなもおとなの人生を誇り高く生きていきたい。困難を抱え、支援を必要とする子ども、そして若者になったあとも、彼らを真ん中に据え、他機関とスクラムを組んで取り組んでいこうと思っています。

(文責 喜多陽子)

もがれた翼

もがれた翼（ - つばさ）は東京弁護士会に所属する弁護士と、東海大学付属高輪台高等学校のOB、ワークショップに参加した子どもが出演する、いじめ・虐待・少年犯罪などを題材にした東京弁護士会主催の劇である。 出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』



＼広げよう！／ 子どもの権利条約 キャンペーン

子どもの権利条約30年・日本批准25年

ローンチイベント

子どもの権利条約を普及・実現し、 子どもに対する暴力をなくす

～国連採択 30 年、日本批准 25 年、第 4 回・第 5 回国連審査を受けて～

キャンペーン実行委員会事務局 ^{なりた ゆかこ} 成田 由香子

2019 年は、国連子どもの権利条約が採択されて 30 年、日本が批准して 25 年の節目の年です。さらに 2019 年 1 月には、子どもの権利条約の実施状況の日本政府の報告に対して、国連子どもの権利委員会による第 4 回・第 5 回の審査が行われ、総括所見が公開されました。それに基づく今後の対応が求められています。そこで 4 月 22 日、日本が子どもの権利条約を批准した日を記念し、日本での子どもの権利の実現・普及をめざして、様々な組織の連携による「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」を発足し、ローンチイベントを開催しました。

このイベントは、国連子どもの権利委員会による総括所見を中心に、日本の子どもの権利条約の実施状況についての現状・課題を共有し、今後の実施推進に向けた対策について、政府、議員、市民社会などが、建設的な対話を行うことを目的として開催されました。以下は、キャンペーン開始宣言の全文です。

＜ローンチイベント議事＞

●主催者挨拶：共同代表荒牧重人氏、●開催挨拶：塩崎泰久「児童虐待から子どもを守る議員の会」会長・衆議院議員）、●基調講演：大谷美紀子氏（弁護士）、●議員挨拶、●関係省庁挨拶、●パネルディスカッション（平野裕二氏、FTCJ 代表中島早苗氏、中学生 2 名の提言、「体罰禁止法制化」報告：川上園子氏、●「CRC キャンペーン発足、条約の実施・普及の声明」記者会見：共同代表（荒牧重人・甲斐田万智子・喜多明人）。

資料

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 開始宣言

どの国、どんな家庭に生まれても そのこがそのこらしく子ども時代を過ごせるように。

子どもにとって何があたりまえであるべきかを世界共通で具体的に決めた「国連子ども（児童）の権利条約」ができてから30年。その「子どもの権利条約」を守る、と日本が約束してから、今日で25年がたちました。

二度と子どもたちをこんなひどい目にあわせたくない、というおとなの反省からできたこの条約。

しかし、日本でも、世界でも、子どもの権利はどこまで実現しているでしょうか？

虐待、体罰、差別、いじめ。貧困、格差、暴力、紛争。

子どもを巡る状況は、30年前から前進した部分もあるものの、驚くほど何も変わってあらず。

むしろ残されたままの課題が多いことに、悲しい事件がある度に気づかされます。

「先生、どうにかできませんか？」親からの暴力をうけている10歳の女の子の悲鳴な叫びに、誰も応えられなかった現実

いじめや差別で自死に追いやられる子どもたち。「子は宝」と口ではいいながら、子どもや子育て中の親に注がれる、社会からの優しいほなし。

そんな現状を変えていくための、鍵となるのが、子どもの権利条約だと私たちは思っています。

子どもが一人の人として権利があること、その理解を社会の中で進めていくこと。

子どもの権利条約が大切にしている、差別の禁止、子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いことをいつも考え行動すること）、子どものいのちの権利、子どもの意見の尊重・子ども参加を、子どもが関わるあらゆる場面で実現できるよう、法整備、教育現場、家庭の中に、その原則を浸透させていくこと。

そして「みんな違って、みんないい」ことを社会が、自分が人と違ってあってもありのまま受け止め、受け入れてもらえるという安心感を、子どもたち自身が、持てるように。

そのために、私たちは立ち上がりました。

このキャンペーンはこれまで子どもの権利を大切に考え活動してきた多くの団体が関わっています。その団体の活動やイベントに参加して、一緒に学んでみませんか？子どもの権利を尊重し、子どもの利益を考えて行動する意思決定者（政治家）を選ぶこと、自分の住むまちを子どもにやさしいまちにしていこうと、そして子どもの権利が守られていない状況に、「これはおかしい！」と声をあげることも、おとなの出来ることです。

このキャンペーンが、子どもが生きやすい、子どもにやさしい社会を築く新たな一歩になることを願い、

今日ここで「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の開始を宣言します。

2019年4月22日

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 実行委員会

子どもの権利条約と もっとも根っこにある問題



おおたに みき こ
大谷 美紀子（国連子ども権利委員会委員・弁護士）

私は 1991 年に長女が生まれて、93 年に次女が生まれて、幼い子どもたちを抱えながら子どもたちを保育園に預けて、弁護士の仕事をしていました。私の子どもたちは新宿区の公立の保育園に通っていたんですけども、同級生、お友達の中には韓国人、中国人の子どもさん、それからお母さんがフィリピン人で日本人の方と結婚してそこで生まれた子どもさん、そういう方たちもクラスにいました。

毎日子どもたちを送り迎えしながら、そういう子どもたちと遊ぶ自分の子どもやみなさんの子どもを見ながら、当時、感じていたことは、子どもたちはまだ幼いけれども、保育園という小さな世界のなかで、既に多様な社会の中で生きているということです。その中で、親が家で何か否定的なことをちよつと言ったり、差別的な態度をもしたら、子どもたちは敏感に感じるだろうと、逆に、親が、いろんなお友達がいてすごいねと言ったら子どもたちはポジティブに受けとめるだろうと、そんなことを弁護士として悩む傍ら、母親として当時考えていました。

<子どもの権利条約との出会い>

そんな時にちょうど出会ったのが子どもの権利条約です。特に私が感動したのが 29 条です。子どもの権利条約には、28 条で教育への権利を定めているのですが、それとは別に、29 条で教育の目的が書かれています。そこには、子どもの人格、才能、そして能力を可能な最大限度まで発達させること、それから人権や基本的自由、それから多様な価値観や差異の尊重、平和、寛容、男女の平等、そのことに基づいて自由な社会における責任ある生活のために子どもが準備するようにと、こういうことが教育の目的でなければならないと書いてあったんですね。これを読んだ時に、これだあって思いました。

どうしたら人権が守られるか、人権侵害が起こらないようになるか、差別がなくなるか、とずっと考えていた時に、子どもの時から子ども自身が自分一人の人間として大切な存在だということを教えてもらって、そのように扱われること、尊重されること、自分には人権があるということをきちんと知って、それがもし守られないときはどうしたらいいかということも教えてもらって、そういうふうに行動ができる。自分には人権があるのと同じように、周りの友達にもおとなにもみんなにも人権があって、それを自分も尊重しなきゃいけない、そういうこと本当に子どもの時から学んだら、それが一番大事なんじゃないかということをその頃感じたんです。それが、私と子どもの権利条約との出会いでした。

それ以来、人権が世界中で守られるために国連がどのような活動をしているかということ勉強しにアメリカに留学をして、2017 年からは国連子どもの権利委員会委員 18 人のうちの 1 人として、活動させて頂くことになりました。日本人としては初めての委員です。

2017 年の 3 月になってからちょうど 2 年少しが過ぎました。その間に、毎回、大体 8 カ国ぐらいの報告書審査、それが年に 3 回ありますので、1 年になると 20 から 25 ぐらいの国による条約の実施状況を審査してきました。

条約を批准した国が、条約をちゃんと実施できているかどうか、前回の審査に比べて進んだかどうか、まだ課題は残っているか。前回と比べてというのは、条約に入った国は 5 年ごとにこの報告をしなくちゃいけないんですね。だから、何回も委員会による審査を受けます。日本もこの 1 月に審査を受けました。今年は条約採択 30 周年ですけども、日本は批准して 25 周年、委員になってからの 2 年間、審査を通して各国の実施状況を具体的にみてくる中で感じたことを今日はお伝えしたいと思います。

<もっとも根っこにある問題>

今年の 11 月 20 日世界子どもの日には、条約採択 30 周年の節目ですから、この 30 年間の間に世界の子どもの状況がどうなったのか、人権はどうなったか、どんな課題がどのくらい進んだか、まだ残っている課題や新しい人権侵害、脅威は何かといったことについてのレポートが出てくると思います。

私が今日お話ししたいのは、そういう具体的なことよりももっとも根っこにあることです。それは何かと言うと、子どもは人格を有する一人の人間として権利があるんだということ、尊厳をもって扱われなければならないということ、私はこれがこの条約の要中の要だと思っているんですけども、これがまだまだ世界中で本当の意味で浸透してないということです。日本でもそうですけれども、他の国についてもそれを感じます。他の国もそうだから安心していいよという意味で言っているのではありません。それぐらい、難しいことなんだということを委員になって、より感じるようになったということです。

子どものくせに、子どもなのに生意気なことを言うな、一人前じゃないのに。

この考え方を世界が変えていくのに、子どもの権利条約を 1989 年につくっても、30 年かけて 5 年ごとに報告書を出してもらい繰り返し審査を行っても、いろんな課題はありますけれども、この一番根っこのところ、子どもには権利がある、子どもは人権の主体である、子どもの人格が尊重されなくちゃいけない、ということが未だに浸透してないということを強く感じます。

子どもたちの声を聴きながら、しかし、責任があるのは私たちおとな。おとなが責任をもって子どもの権利を推進していかなければいけません。今日私が一番訴えたいのはこのことです。

子どもの権利条約の具体的な内容は、外務省のウェブサイトにもありますし、冊子もウェブサイトから入手できますが今日は子どもへ向けられた暴力という、具体的な、誰にとっても身近な問題を取り上げてそこから是非、条約について理解を深めていただきたい。皆さんの周りにまだ子どもの権利条約を知らないという方がいらっしゃいましたら、ぜひ皆さんの周りから条約普及行動をぜひ一緒に起こして、この一年間、一緒にキャンペーンを繰り広げていきましょう。もちろん、この 1 年ではおわりません。私たちはもっとももっとももっともがんばらなくちゃいけないと思います。それをぜひ一緒にやっていきたいと思っています。

子どもたちからの提言

フリー・ザ・チルドレン企画

フリー・ザ・チルドレンはカナダの12歳の少年グレイクくんが1995年に設立した団体です。ですので、子どもが主体的に権利の行使をする、主体となって社会問題に向き合うということを大切に活動しています。グレイクくんを後押ししフリー・ザ・チルドレンを立ち上げたきっかけは子どもの権利条約でした。彼は子どもの権利条約の中に子どもの参加の権利、それから子どもに関することであれば子ども自身が情報を知る権利があり、保障されることを知っていたからです。今日はフリー・ザ・チルドレン・ジャパンのメンバーとして活動し、子どもの権利条約をもっと伝えようという活動をしている二人の仲間と来ました。お二人の意見表明、提言を聞いてください。

(中島早苗＝フリー・ザ・チルドレン・ジャパン代表)

① 日本中の母子手帳に子どもの権利条約を！

坂口 くり果さん (中学1年)



私は中学1年生の坂口くり果です。フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの子どもメンバーとして、小学校4年生の頃から活動しています。私が「子どもの権利条約」を知ったのは、5年生になったばかりの頃に参加した

フリー・ザ・チルドレン・ジャパンのキャンプでした。私はそれまで「子どもの権利条約」という言葉さえ聞いたことがありませんでした。ですから、この条約を知った時は、私たち子どもが守られていることがわかり、とても心強く感じました。しかし、それと同時に、この条約が必要なくらい、幸せでない子どもがたくさんいるのだと思い、強いショックを受けました。

<日本の子どもは幸せ？>

みなさんは今、日本は平和だと思いますか？70年以上戦争をしていないから平和だと思っていらっしゃるかもしれませんが、平和とは、戦争がないということだけでなく、私たち一人ひとりが幸せを感じて生きることなのだと私は考えます。

少し前、千葉の栗原心愛さんのニュースが日本中を悲しみに包みました。お父さんに暴行を受け、最終的にわずか10歳で亡くなったということのみなさんご存知だと思います。また、「これは教育だ」と言って、学校の先生が暴力や暴言で、子どもを傷つけるといったニュースもよく耳にします。いじめにあつて、苦しんでいる子もたくさんいます。これでは幸せと言えるでしょうか。だから私は、日本は「ほんとうの平和」ではないと思うのです。

私たち子どもが、傷ついたり傷つけたりしないように、私たちの未来が、絶望でなく希望に輝くように、おとなも子どもも、この「子どもの権利条約」を知ることが必要だと私は思います。

では、どうすれば多くの人に知ってもらえることができるでしょうか。どうすれば私たち一人ひとりが幸せを感じ、「ほんとうの平和」な国になれるでしょうか。

<母子手帳と子どもの権利条約>

日本には「母子手帳」という素晴らしいものがあります。それは、私たち子どもの成長の記録がお母さんの愛と一緒に書かれている、親子の宝物です。私が5年生の秋に予防接種を受けに行った時、病院の待合室で母と母子手帳を見ました。その時、私はこんなにも愛されて生まれてきたことを実感しました。母子手帳はすべての子どものお母さんがもらうものです。そして、チラシのように見たら捨てるようなものではありません。

私は、この母子手帳に子どもの権利条約が誰にでもわかるところに載

っていたら、命が始まった時からお母さんがこの権利を知り、悲しい子どもが減るのではないかと思ったのです。

私の母はよく、私がお腹にいるとわかった時、ほんとうに心があたたかくなつたと言います。このような命のはじまりの時に子どもの権利条約を知れば、誰も子どもに暴力をふるおうなんて思わないのではないのでしょうか。

そこで、私は「子どもの権利条約を母子手帳に載せる」というアクションを起こそうと思いました。そしてまず、私の住んでいる世田谷区から始めようと思いました。しかし、もう一度母子手帳を見てみると、実は最後のページにひっそりと子どもの権利条約が載っていたのです。母もそれまで気づかなかつたくらいひっそりですが、載っていたのです。私の母子手帳は 14 年前のもので、最新の母子手帳にも載っているか調べたところ、世田谷区では、2010（平成 22）年までは載せていたのですが、2011（平成 23）年からは載せていなかったのです。子どもが安心して幸せに生きるために、子どもの権利条約はあります。その条約を載せなくなったことに、私はショックを受けました。

そして今年の 8 月に、フリー・ザ・チルドレンと区議会議員の方の協力を得て、世田谷区長に直接お願いをする機会をいただき、「母子手帳に子どもの権利条約を、誰もがわかるように載せて下さい」とお願いをしました。その後、9 月の区議会で取り上げていただき、「来年度から記載するようにします」と区長がご答弁くださいました。

これがその新しい母子手帳です。やはり最後のページですが、以前よりわかりやすく載っています。まずは最初の一步を踏み出しました。

<家族みんなの母子手帳、世界に広がってほしい>

みなさんは、母子手帳が海外でも広がりつつあるをご存知ですか？

私は、ベトナムやシリアやケニアの母子手帳を見たことがあります。どれも、表紙には家族が描かれています。母子手帳は家族みんなのものだというのがわかります。日本では、母子手帳はお母さんのものという印象が強いですが、「家族みんなの母子手帳」という意識になってほしいです。全国の、家族みんなのものである母子手帳に子どもの権利条約を載せて、家族みんながこの条約を知ることが私は望みます。そして、悲しい子どもがひとりでも減るように、私はこの条約を広めていきたいです。国会議員のみなさん、母子手帳は日本が発祥の地です。まずは日本がお手本になるよう、全国の母子手帳に子どもの権利条約をのせて下さい。国を動かしてください。日本のすべての母子手帳に子どもの権利条約がのると、世界の母子手帳にも子どもの権利条約がのることになり、世界中の家族が子どもの権利条約を知ることになります。

このすばらしい権利条約を知らずに悲しい思いをしている子どもはたくさんいます。おとなも子どももこの条約を知り、子どもがこの権利に守られ、幸せに生きることができるよう、私もがんばって活動を続けますので、どうかご協力ください。子どもが感じた幸せは、きっと未来の平和な世界の始まりだと私は思います。

今、私がこのように話していることも、子どもの権利のひとつなのです。

② 先生、子どもの権利条約をもっと学んでください！

中村有佑さん（中学 2 年）

世田谷区立の中学校に通う中学 2 年の中村有佑です。私は、小学校 3 年生の時にフリー・ザ・チルドレン・ジャパンのことを知り、活動に参加するようになりました。

きっかけは、私立の和光小学校で 2 年生の時に学んだパン作りの技術を生かして、何かをしたいと思ったからです。

3 年生の時に親の転勤で香川に引っ越したのですが、そこで、近所のカフェの一角を借りて、「ぼくたちの未来、ぼくたちの手で、少しずつよくするために」というタイトルのイベントを兄と開催しました。パンを作り、それを



販売し、利益はフリー・ザ・チルドレン・ジャパンを通して、長い距離の水汲みを日々行うため学校に行けない子どもたちが学校に行けるように村に井戸を作る活動などに寄付を送りました。人のためになることは自分にも相手にも利益があるいいことだと思うようになりました。

<子どもの権利を知る権利>

さて、今日はこの機会をお借りして私たち子どもから、おとなの皆さんにお伝えしたいことがあります。私は、初めて子どもの権利条約に出会った時、内容が難しすぎてあまりピンときませんでした。内容を聞いても、日本は平和だという先入観にとらわれ、自分たちには関係ないし、必要ないと思っている子どもが大半だと思います。

そこで、小学生や中学生でも分かるように、子どもの権利条約に関す

る教材やワークショップなどを通じて、子どもの権利の内容を子どもにしっかりと伝えるていきたい、そのような行動を政府や学校はもっとやるべきだと思います。子どもの権利条約 42 条にあるように、子どもには、子どもの権利の内容を知る権利があります。そして、子どもの権利条約の 17 条にもあるように、子どもには「知りたいことを知る権利があります。」だから、子どもに情報を伝え、自分たちで考えられるようにするべきだと思います。ところが実際は、外国の文化を学んで交流する授業を受けたときも、全部講師の人が話すだけで、中学生は受け身で終わることが多いのです。何かを体験することもなく、よくわからないまま感想文を書いて、交流したことになっている状況です。

<子どもの権利が守られない現状>

日常で子どもの権利が守られていない場面はいろいろあると思います。私たちに一番身近なことで例を挙げると、家庭での生活についてです。親はすぐ口癖のように「遊ぶ前に勉強しなさい！」と言いますが、子どもの権利条約の第 31 条に遊んだり休んだりする権利があります。そして子どもが親に「なんで遊んじゃいけないの?」と聞くと、「昔ならブン殴られていたぞ」や「今の子どもたちは甘いね」と懐かしそうに語ってくれるのですが、私としては、今は今のやり方があるのだから生まれていない時代と比較されても困ると思います。

また、学校の先生や塾の先生は、答えを間違えたら子どもを責めることが多いけれど、それは問題だと思います。おとなは今の自分のレベルで話をしているから、中学生の子どもたちの気持ちが変わらなくなっているのかもしれない。いつも説教みたいな感じで物事を言いますが、子どもはかえって萎縮（いしゆく）してしまいます。私たちは、普通に話してくれれば、自分たちで考える力を持っています。だから、子どもを責めない方法でのアプローチをよく考えてほしいのです。その方が、子どもの権利を考えたときには、大切だと思います。

「昔ブン殴られていたかもしれない」皆さんの過去をよく思い出してください。その時、辛くなかったですか？ 痛くなかったですか？ でも、その辛い過去と同じことを私たちにしているようでは、また同じような思いをする人が出てきます。

<私たちの提案—先生、権利条約をもっと学んでください>

そこで、私たちから提案があります。学校の先生など、教員研修の時には、子どもの権利条約についてしっかりと伝え、子どもと接する時に子どもの権利条約の精神を基盤にすることの重要性を理解できるような研修をしたり、セミナーをしたりするというのはどうでしょうか？学校の先生の中には、子どもの権利条約を良く知らない方もいると思うし、知っていてもあまり重要視されていない傾向があるからです。

日本人は他国に比べ平和だという先入観を持つ人はたくさんいますが、それは違います。まだまだ虐待されている子どもはたくさんいます。話が少し変わりますが、世界で一番幸せで、学力が高いと言われているフィンランドの教育法やおとなと子どもの接し方を研究し、取り入れてみてはどうでしょうか？これは日本がダメとかではなく、日本をより良くするための 1 つの案です。

こういう風に権利ばかり訴えていると、おとなは「ただ子どもが甘えるだけだ」と思う人もいでしょう。けれど、それは違います。確かに子どもの権利を子どもがもっと知ればそれを悪用する人もいかもしれませんが、そういう子どもたちには教えれば良いのです。私に権利や自由があるということは、相手も権利や自由を持っているということ。お互いの権利や自由を邪魔してはいけないということ。子ども一人ひとりが生まれながらに権利を持っているということを。簡単なことです。

最後になりましたが、私が住んでいる世田谷区は子どもの人権を守ることに一生懸命な自治体の一つだと思います。皆さんもご存知のようにこの 4 月から子どもの権利条約が母子手帳に掲載されるようになりました。また、私たちの健康を考えて、学校給食には化学調味料が使われていません。そして、今年度からは区内の中学校で月 1 回の自由服の日が始まります。私たちが自由に服装を選び、考える機会があるということです。これは子どもの考える力を信頼してくれている証拠だと思います。皆さんももっと子どもの力を信じてください。そして、私たち子どもの声にもっと耳を傾けてください。



「広げよう！子どもの権利条約キャンペーンを支えるスタッフ一同」

「広げよう！子どもの
権利条約キャンペーン」

いよいよ始動

体罰禁止の法制化と今後の課題



かわかみ そのこ
川上 園子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部長）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの川上と申します。今日は、日本の体罰禁止法制化と今後の課題ということでお話しします。この間、千葉県野田市で起きた虐待死事件を含めて、しつけを名目にした虐待について非常に関心が高まり、事件がきっかけとなって体罰禁止の法制化が今まさに進められているところです。そのことについて、欧州の例も取り上げながらお話ししたいと思います。

＜国連・子どもの権利委員会の動き＞

私は今年の1月、国連子どもの権利委員会の日本審査に参加する機会を得ました。人権高等弁務官事務所が審査会場ですが、この写真はその会議場の外にあった看板です。Human rights belong to every one、すべての人に人権はあるのだと書かれています。これが本当に印象的だったので写真で撮ってきました。

なぜ、体罰禁止を子どもの権利委員会やその他の国際人権機関が求めているのか。私はこの間、体罰禁止の法制化の動きが進む中で、多くの報道機関から取材を受けて、他の国の例について尋ねられる機会がありました。その中で、欧州評議会などヨーロッパから出ている報告書を色々読む機会がありました。その中で強く思ったのは、すべての人は差別なく法律上の保護を受ける権利がある、すべての人は拷問または残虐で非人道的な取り扱いを受けることはないんだという、こういう普遍的な人権の考え方が基本的な流れとしてあって、そこがまず出発点になっているんだな、ということです。

欧州は地域的な人権機構がしっかり機能していることもあって、欧州協議会なども引っ張って、1980年代から子育ての中における体罰が容認されていることを批判する姿勢が一貫してありました。子どもの権利条約ができて、さらに子どもももとと同等の権利を持っているという流れの中で体罰を禁止していく、体罰は子どもに対する暴力の一形態であり、その暴力をなくしていくという運動に広がっているんだな、と強く感じています。

＜小さな子どもは、小さな権利なのか？＞

スライドで紹介している Children are not mini-persons with mini-rights というのは2006年に欧州評議会の事務局長が言った言葉ですが、子どもたちは小さいから小さい権利しか持っていないということではない、ということを発言していたのが印象的でした。そういった流れの中で、2019年の現在、54カ国が体罰を全面禁止しています。これを見ると必ずしも多くはないということは分かると思います。

総括所見では体罰に関してどのように子どもの権利委員会から言われたのか。パラ25、26で取りあげられていますが、家庭も含めて全面的に、明示的に禁止するべきであると、強く勧告されています。

この勧告が公表されたのが2月7日でしたけれども、日本ではその直前の1月下旬に野田市での事件が報道で大きく取り上げられ、それが1つのきっかけとなって、自民党と超党派の議員連盟が共同で児童福祉法等の抜本的改正を求める決議を、厚労大臣と法務大臣に提出しました。そのあたりから一気に、法改正の動きが出来た。この議員連盟の決議を受けるかたちで、法務大臣、総理大臣、それから厚労大臣など

が親による体罰禁止の法制化、それから懲戒権の見直しということを公の場で言及しました。

＜体罰禁止の法制化の動き＞

3月19日に、体罰禁止を盛り込んだ改正案が閣議設定されました。2019年の通常国会、おそらくゴールデンウィーク後に審議がはじまるのではないかと私たちも期待しています。ちなみに、体罰禁止がクローズアップされていますが、「児童虐待防止対策の抜本的強化」が正式な改正案です。そして、具体的に法律の改正案ですが、児童虐待防止法14条で、児童の親権を行う者は体罰を加えてはならない、と新たに盛り込まれました。そして児童福祉法33条で児童相談所長は体罰を加えることはできない。同じく47条3項で児童福祉施設の長、それから里親が体罰を加えることはできないと書き加えられました。

親権を持つ者、懲戒権を持っている親権者による体罰を禁止することによって、それ以外の人々も体罰禁止の対象になる、というのが政府の説明ですが、私たちとしては、やはり明示的に法律で、全ての人による体罰行為を禁止すべきではないかと思っています。

ちなみに体罰を禁止している54カ国の中でも、親に限っている国というのは非常に少なく、多くはもっと行為者の対象が広がったり、子どもを主語にして、子どもはすべての暴力から保護されると規定することによって、あらゆる人が体罰をしてはならないと解釈できる形になっています。

実は、この間にもう一つ動きがありました。東京都が、これは去年から動きあったのですが、子どもへの虐待防止等に関する条例を作りました。3月28日に議会で可決され、この4月1日からすでに施行されています。条例では、保護者は体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと規定されています。

＜体罰を用いない子育てを＞

そして、法改正だけでは不十分で、啓発が非常に重要であると、欧州の教訓から言われています。そのため、十分な予算に基づいて、全社会的で継続的な大規模な啓発活動を行うこと、アクセスしやすい体罰を用いない子育て支援プログラム、相談窓口の拡充が必要です。また、定期的に体罰に関する意識や行動の変容を調査して、その内容によってまた新しく施策をつくっていくことが必要ではないかと思っています。

最後に、欧州協議会の報告書には、体罰禁止の法改正を実効性のあるものにするために必要なことがあげられていました。その中で、やはり、体罰が禁止されていることを、子どもを含めた社会全体がちゃんと理解することが大切だと書かれていました。また、そのための啓発活動や子育て支援などの施策も必要です。そして、子どもの権利全般、特に子どもの最善の利益に関して、法律の中できちんと示し、社会に伝えていくことが重要であると書かれていました。

なお強調したいのは、体罰禁止は、すぐに何かが変わるということでは必ずしもなく、長期的に取り組まなければならない、ということです。そして、子どもの権利について、おとなも子どもたち自身も理解していく、人権とは何かということを理解していく人権教育と一緒にやっていくことが重要ではないかなと思っています。

関係省庁から

子どもの権利の実施に関わる 政府の取り組みについて

■法務省

—子どもたちが相談しやすくするための模索



法務省でございます。本日はこのような席にお招きいただきまして、発言の機会を頂きまして大変ありがとうございます。

本年 1 月に児童の権利条約についての政府報告審査がありまして、2 月にはそれについての総括所見をいただいているところでございます。その中では、児童の権利委員会から、特に法務省の所管におきましては、体罰について民法との関係というところがございました。民法の 822 条懲戒権の規定のあり方につきましては、家族のあり方にかかわりますし、国民の間でも様々な議論があるところでございます。法務省としては、衆議院法務委員会でも串田議員等からご質問いただいたりしているところでございますけれども、国会における今後の議論等をふまえて、すみやかに必要な検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、総括所見、色々なご指摘を頂いたところでございますが、その他でも、法務省として、すでに行っている取り組みというものについては、引き続き行っていこうというふうに考えているところでございます。とりわけ、法務省の人権擁護機関では、全国に 311ヶ所ある法務局、地方法務局、支局において、いじめ、体罰、児童虐待を含むあらゆる人権問題について相談に応じているところでございます。子どもの人権問題につきましては、専用の相談電話、「子どもの人権 110 番」をフリーダイヤルで設置いたしておりますし、メールによる相談窓口は「子どもの人権 SOS-e メール」というものも設置しているところでございます。これら、e メールやミニレターを配布するなど致しまして、子どもたちが相談しやすくするための模索をしているところでございますけれども、引き続き、人権の侵犯事件、人権侵害の疑いのあるような事案を認知した場合には調査を行ったり、児童相談所、警察、学校との関係機関と連

携いたしまして事案に応じた適切な措置を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後もこれらの啓発活動を推進しまして体罰、児童虐待等の防止につとめてまいりたいと考えている所存でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

■外務省

—勧告に対する政府の受けとめ方



外務省です。外務省は条約を締結して実施するという責任を負っているわけですが、もちろん国内で実施していく上では、先ほども法務省さんからもお話がありましたけれども、この後お話しいただくような文部科学省さんですとか、厚生労働省さん、各省庁と協力して実施していくということになります。

条約が国連総会でできて 30 周年、それから日本が入って 25 周年という年に 1 月に審査がありまして 2 月に総括所見が出たわけでございますけれども、今、体罰の話を中心に指摘されたところで、また国内の議論とちょうどタイミングとしては一致して、条約の委員会でのどのようなことが指摘されたのかということについても国内で色々なかたちでご質問頂いて、外務省のほうからもご説明して、国内の議論が動かされてきたところかなというふうに感じているところでございます。そこで、私のほうから時間の関係もありますので 3 つだけ申し上げさせていただきます。

1 つは、この審査、実は 9 年ぶりでございます、2010 年以来でしたので、翻訳いただいている平野さんの翻訳の中にもありますけれども、その 9 年の中にもどうしてもご指摘事項の方も多くなってしまうので進展の評価というのが非常に少なくなってしまうところではあるのですが、実際には民法、刑法、児童福祉法それから、児童買春・児童ポルノ禁止法といったかたちで法律の改正というのこれまでと比べてもかなり多くが行われてきましたし、また、その施策も色々やってきたということについては実際評価は頂いております。建設的対話ということで、評価頂いた部分もあるというこ

とも、この機会にお伝えしておきたいというのが1つ目です。

2つ目に、総括所見や勧告は法的拘束力はないというのはご指摘のあったとおりではありますけれども、政府のほうとしましては、委員会から頂いた勧告については、その内容を関係省庁の方と検討して、どういふふうに対応していくかということは毎回考えて報告を出してきましたし、また、次の機会にしていって、その前にまずどうやっていくのかと、実施をしていく場合には実施をしていく、ということになります。

3点目ですけれども、より広い文脈で申し上げますとSDGs16.2ということで、子どもに対する暴力をやめましょう、止めていきましょーと、これは日本国内でやることと国際的にやっていくことと2つの側面があるのですが、そちらについても関係省庁の力を借りながら、日本としても参加していって、この話を進めていくということで、日本とそれから各国で進めていくということで、市民社会の皆さんとも協力しながら取り組んでやっていきたいと思っておりますので、こういうかたちでまたご意見は頂いて検討していければと思っております。

■ 文部科学省

— SOS の出し方教育の推進など

文部科学省でございます。総括所見で述べられていることを中心に、お話をしたいと思います。

まず子どもの自殺でございます。学校が把握している平成29年中の小・中・高の自殺者が約250人いるわけですが、その原因は非常に様々でありまして、交友関係の悩み、進路の悩み、学業・成績不振、部活が上手いかならないなど、誰もが抱えるような悩みが複合してそれらが重なって自殺に至っているというような要因があるというふうに承知しております。そういった自殺については、2つのことが重要だと考えております。

1つは子どもたちにSOSを発してもらうように教えること。もう1つは、そのSOSを周りのおとながきっちりキャッチすることだと思っております。

前者につきましてはSOSの出し方教育というものを推進しておりまして、年に一回は実施してくださいというふうにお願いをしています。そのために必要な教材も昨年8月には参考に各学校にお示しをしているところでございます。



それともう一つ、SOSを確実にキャッチするために、総括所見でも述べられていますが、スクールソーシャルワーカーや心理の専門家でありますスクールカウンセラーなどの充実も重要でございます。また、一昨年の座間事件の発生などを受けまして、SNS上で自殺の悩みをあげてしまう子どもがいらっしゃるの、そうしたSOSをきちんとしたおとながキャッチできるようにするためにSNSを使った相談対策の方にも力を入れているところでございます。

それから、次に虐待でございますけれども、虐待については、早期発見・早期対策が基本ではございますけれども、今回の野田事件の発生をうけまして、秘密を必ず徹底して守り通すことに加えて、こちら、スクールソーシャルワーカーという連携のスペシャリストで、問題の発見しやすい立場におられますので、こういった外部専門家の充実にもつとめていきたいと思っております。

つぎに、体罰でございますけれども、学校教育法11条では、学校における教師による体罰は禁止されていますが、総括所見では実質的に禁止できるようにということがございました。これを受けまして、昨年、運動部活動とか文化部活動における総合的なガイドに、こういったところで体罰はおこるわけですが、そういったガイドをつくったり、懲戒と体罰の明確なメルクマールを定めた通知を出したりするなどして周知をすることにより、体罰の禁止を徹底させる取り組みを進めているところでございます。

さらに、いじめでございますけれども、いじめ防止対策推進法がございまして、それを受けた基本方針の策定や、それを現場に浸透させるための事例集、具体的にどうすれば組織的対応が上手いのかといったことを具体的に示すといった対応もしております。こういった取り組みを通じて子どもたちの安全がはかれるよう取り組んでいるところでございます。(文責 南雲勇多)

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会 紹介

2019年4月22日 設立

【実行委員会構成団体・賛同団体】12団体で構成、90をこえる賛同団体が参加

【共同代表】

荒牧重人（子どもの権利総合研究所代表/山梨学院大学教授）

喜多明人（子どもの権利条約ネットワーク代表/早稲田大学教授）

甲斐田万智子（国際子ども権利センター代表/文京学院大学教授）

アドバイザー（専門家として知識・経験を共有し、運営へのアドバイスを行う）

尾木直樹（教育評論家）

汐見稔幸（東京大学名誉教授、白梅学園大学前学長）

坪井節子（弁護士）

平野裕二（子どもの人権連代表委員）

【事務局・お問合せ先】

■認定NPO法人 ACE(エース) 担当：成田、岩附、山下
〒110-0015 東京都台東区東上野 1-6-4 あつきビル 3F
TEL：03-3835-7555/FAX：03-3835-7601

Mail：childrights@acejapan.org

ウェブサイト：http://www.acejapan.org

■子どもの権利条約ネットワーク 担当：林
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL/FAX：03-3724-5650 Mail：info@ncrc.jp

ウェブサイト：http://www.ncrc.jp

※フェイスブックがあります。

「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」 の制定と課題

たかぎ あきなり
高木 章成（NCR C運営委員）

「東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例」は、本年3月28日の都議会本会議で全会一致で可決され、4月1日に施行されました。同条例の概要と成立過程について、都議会会派（自由を守る会＝上田令子代表）スタッフとして見てきた立場から報告したいと思います。

【条例の主な内容】

同条例の主な内容は、①子どもを権利の主体として尊重、②保護者による体罰の禁止、③都民と保護者等の責務、④虐待が疑われる場合の速やかな通告と家庭への支援、⑤警察や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携です。

このうち、①子どもを権利の主体として尊重は、子どもはあらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があるとし、子どもの権利条約に基づく児童福祉法や子ども・若者支援推進法の規定を踏まえたものとなっており、子どもの権利条約の国内法への反映の一環として評価できます。

また、②保護者による体罰の禁止は、都道府県条例として初めて、「体罰の禁止」を明記し、体罰や暴言等で子どもを傷つけてはいけませんとしています。このことは、民法の懲戒権規定や児童虐待防止法での体罰禁止規定をめぐる国法の改正議論に一石を投じるものとなっています。

【当初、反応が鈍かった都知事・都議会】

昨年3月、目黒区での5歳女児虐待死事件が明らかになり、父親が傷害容疑により逮捕されました。痛ましい事実が明らかになるにつれ、大きく報道されるようになりました。事件を受けて小池百合子知事は関係者連携が必要としつつ「近所の人たちなんかも、昔は、『子育てはこうするのよ』とか言ってアドバイスしてくれた近所のおばさんとか、本当はいたはずなんですけれども、そういったことがなく、孤立している場合もあるのかもしれない。」とどこか他人事のようなコメントに終始、開会中の都議会第一回定例会での代表・一般質問でも上田以外、本件について質問されることがなく、児童虐待防止について議論が深まることはありませんでした。

6月になり、被害女児の両親が保護責任者遺棄容疑で逮捕・起訴されると前後して、女児が「パパとママにいわれなくてもしっかりとじぶんからもっとときよりかあしたはできるようにするから もうおねがい ゆるしてください・・・」などと大学ノートに記した「反省文」が明らかになり、そ

の全文を報じる新聞もありました。本来、起訴後、裁判の過程で証拠調べにより明らかになるものですが、衝撃的な内容により、世論はこの事件に注目するようになり、政府は有識者による専門委員会を設置してこの事件を検証することにしました。

また、小池知事は「児童相談所が関与していながら、このような痛ましい事件が起きたことは非常に残念」と述べ、児童相談所の人員追加や警察や関係機関との情報共有の拡大など体制強化を進めていくことを都議会第二回定例会で明らかにしています。同定例会では、前回と異なり各会派から児童虐待防止対策についての質問が相次ぎました。

これを受け、都は東京都子供への虐待の防止等に関する条例を制定する方針を示し、2度のパブリック・コメントを経て、同条例は成立しました。

【条例制定後の課題】

2004年に三重県議会は、議員提案により「子どもを虐待から守る条例」を定め、未然防止、早期発見及び早期対応、保護及び支援、体制の整備等の具体的な施策を示しました。これに対し、東京都条例は、理念・啓発規定と施策の原則規定に留まっていると言わざるを得ません。

都は条例制定を受け、普及啓発チラシ・ポスターを作成し、児童相談所や各市区町村（子供家庭支援センターなど）のほか、福祉・教育機関や民生委員・児童委員等に配付を始めているとのこと。

パブリック・コメントでは、虐待への罰則付きの厳罰化を求める意見が多く見られました。また、同条例では、教師・職員などによる暴言・体罰・不適切指導などの学校内虐待、施設内虐待への視点が欠けています。

さらに、目黒区や野田市の事件で問題となった児童相談所・学校・警察などの連携や要保護児童対策地域協議会における情報共有は、理念規定に留まり、具体的な取り組みに向けた実効性についての議論は、都議会において深まることはありませんでした。

子どもの権利を基盤とし、体罰禁止を明文化した同条例の意義を踏まえ、児童虐待根絶に向けた政策展開が、進められていかなければいけません。



コルチャックと「子どもの権利」の源流

・塚本智宏著
・子どもの未来社
・2019 年 6 月
・2160 円



●主な目次

第Ⅰ部 コルチャックとはだれか

第 1 章 コルチャックの生涯と業績

第 2 章 「最後の行進」伝説の虚像と実像

第Ⅱ部 国際的な子どもの権利史の幕開け

第 1 章 1924 年ジュネーブ宣言の成立と子どもの権利

—E. ジェブと子どもの権利宣言

第 2 章 ロシア革命とヴェンツェリの子どもの権利宣

第Ⅲ部 コルチャックの子どもの権利思想と実践

第 1 章 “子ども＝すでに人間” 思想の誕生と発展

第 2 章 子どもの権利思想と実践—探究のプロセス

第 3 章 コルチャックと現代—コルチャックを読む

年譜 コルチャックの作品と生涯

資料 コルチャック『子どもの尊重される権利』（1929 年）

文献リスト

本書は、子どもの権利条約の精神的起源の一人として注目されてきたヤヌシュ・コルチャック（1878-1942）の子どもの権利探究の過程の解明を目標として、筆者の習作『子どもの権利の尊重』（絶版）を大幅に書き改めたものである。コルチャックは何を考へながら子どもの権利の

保障を、それもどんな権利の保障を探索していたのか、現代の子どもの権利の実現に関わる人々にとっても興味深い考察が行われている。

また、本書は上記のことのみならず、その背景にあった子どもの歴史やコルチャック以外の子どもの権利史のパイオニアたちの思想や活動を国内ではじめて描き出した作品である。最近の国際的な子どもの権利史研究の動向にも触れられながら、コルチャックへの影響が見られるロシアのヴェンツェリの思想や活動、また、国際的な宣言・条約等の制度創設への直接的な足がかりとなった 1924 年ジュネーブ宣言の立役者イギリスの E. ジェブの活動や思想についての新たな知見が提示され、法律家、医者、教育家、社会福祉活動家が直面している「子どもの権利」概念の多様な源流が発掘、紹介されている。今後子どもの権利の歴史はルソーの思想との関連にまで遡らなければならないと思うが、まずは本書で 20 世紀初頭からの子どもの権利の思想と実態の歴史についての研究が始められたとの印象をもった。

本書の目次のあとに、関連章節への導入の言葉があり、それぞれコルチャックのことを学ぶ初心者や学生にとっての入門書ともなっている。○コルチャックという人物を手短に知りたい人（⇒第Ⅰ部第 1 章の 2）、○コルチャック映画『最後の行進』に関心がある人（⇒第Ⅰ部第 2 章）、○コルチャックの子ども・教育思想についてコンパクトに知りたい人（⇒第Ⅲ部第 3 章）、○直かにコルチャックが書いた原典を読みたい人（⇒資料）、上記の他、コルチャック関連研究文献リストも充実している。

著者は以前私の勤務する名古屋市立大学の同僚であり、コルチャックにずっと関心を持ち続ける者同士でよく議論し、またコルチャック国際会議やコルチャック・ポーランドツアーにも同行し、現在は子どもの権利条約総合研究所北海道事務所の活動を共にしている。コルチャック研究が文字どおり著者のライフワークとなったことを確認できる一冊である。

松倉聡史（名古屋大学）

編集後記

136 号では、子どもの権利条約・国連採択 30 年、日本批准 25 年を迎えた年にふさわしいイベントを 2 つ紹介しました。一つは、当ネットワークの連続講座 2019、「日本の子どもの現実—何が変わったのか」第 1 回＝坪井節子さんの講演記録であり、今後、第 2 回 西野博之さん（6 月 21 日）、第 3 回天野秀昭さん（7 月 26 日）と続くことになります。もう一つは、毎年実施してきた子どもの権利条約フォーラムが東京開催となり、かつこのフォーラムを 3 本柱の一つとする「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」（残りの 2 つは、普及啓発と政策提言）の実行委員会が立ち上がり、4 月 22 日に日本批准日企画イベントを開催したことです。とくにこのキャンペーンにおいて特筆すべきは、若手が主導する企画運営であること、加えて国際支援団体が軸になった企画運営である点です。とくにフェイスブックなどを屈指した宣伝の仕方、きめ細やかなタイムテーブルとスムーズな議事運営、わずか 1 か月半の準備で国会議員会館での大集会を進めてきたパワーなど、長年、子どもの権利条約の普及活動をしてきた者として、つくづく「新しい時代が来たなあ…」と実感しました（A/K）。

「子どもの権利条約」No.136 号

2019 年 6 月 15 日発行

★発行（季刊・年 4 回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

E メール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000 円 学生 3000 円

18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 ○一〇九店 当座 0750150

コドモノケンリョウウヤクネットワーク

★印刷（株）第一プリント